

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の整備、公平で迅速・適正な情報発信による経営の透明性の確保、合理的な判断に基づく経営の効率性の追求、およびコンプライアンスの徹底などコーポレートガバナンスの強化・充実を図ることを経営の重要課題としております。

【コーポレートガバナンスに関する基本方針】

(1)当社は、金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則や当社が定めるディスクロージャーポリシーおよび適時開示に関する基本方針を遵守し、株主の皆様への適切な情報提供を行っております。また、招集通知の早期発送や株主総会開催日の集中日回避により、株主の皆様が権利が実質的に確保される環境整備に努めております。

(2)当社は、経営理念「誠実で、公正、公平、誰からも愛される会社であり続けます。良い製品、良いサービスを提供し、地球環境に貢献し続けます。」、CSR指針「社会への貢献、感謝、恩返しを大切にします。」、環境指針「環境負荷低減、地球温暖化防止、ゼロエミッションを通して、環境へ貢献します。」を定め、ステークホルダーとの関係構築の基本としております。

(3)当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する会社情報の適時開示の取り組みは、当社の経営にとって必要不可欠のものと考え、制度上の情報開示のみならず自主的な情報(非財務情報)の提供につきましても、当社ホームページなどを活用して積極的に取り組んでおります。

また、当社ホームページや朝日工業グループレポートにおきまして、専門用語の解説 や写真の活用などにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーにとってわかりやすい情報を提供することに努めております。

(4)当社は、経営理念、中期経営計画など企業戦略等の方向性を、取締役会で定めております。また、内部統制システムの整備、取締役会規則・組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等の定めによる職務と責任の明確化、リスク管理委員会におけるグループ全体のリスク状況の把握および対応等により、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整備しております。そして、東京証券取引所が定める独立性の基準および当社が定める社外役員を選任するための独立性に関する基準(有価証券報告書に記載)を満たす独立社外取締役を選任し、監督・監査機能の強化を図っております。

(5)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、株主および投資家との対話が必要不可欠と考え、株主総会や決算説明会等での情報提供や質疑応答などにより、代表取締役社長ほか各取締役およびIR担当部門を中心に株主および投資家の皆様との積極的な対話に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業に求められる各基本原則については全て実施しております。

また、当社は、JASDAQ上場企業ではありますが、コーポレートガバナンス・コードで求められる全73原則のうち、当面実施しないこととしている下記原則について理由を説明いたします。

【補充原則1-2 (議決権電子行使、招集通知の英訳)】

当社は、機関投資家および海外投資家の皆様の持株比率が低いため、現在は議決権の電子行使および招集通知の英訳を採用しておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて、必要性を検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、JASDAQ上場企業ではありますが、本則市場上場企業に求められる11原則についても以下のとおり開示いたします。

【原則1-4(政策保有株式)】

(1)当社は、当社事業の成長のために必要とする取引関係の維持や強化、安定的な資本政策および中長期的な企業価値の向上等を目的に、適切な範囲で政策保有株式を保有いたします。

(2)取締役会は、政策保有株式について、保有目的、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、半期毎に、保有意義等の検証を実施し、保有の可否を判断しております。

(3)当社は、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、発行会社および当社の中長期的な企業価値向上の観点から議案内容を精査し、議決権を行使しております。

【原則1-7(取締役等との取引)】

(1)当社は、取締役や主要株主(当社の議決権の百分の十以上を保有している株主)等と取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、事前に取締役会の決議を得た上で行っております。

(2)前項の決議につきまして、特別の利害関係を有する取締役は、議決に参加できないこととしております。

【原則3-1(情報開示の充実)】

(1)当社は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行い、当社グループの企業価値の向上に努めております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、上記1. 基本的な考え方に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役報酬の方針・手続き

- ・当社は、取締役会の決議により決定する業績連動報酬制度に従い、前年度の会社業績を所定の評価基準に基づき評価し、当該評価に応じて各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬を決定しております。
  - ・中長期的な業績と連動する報酬として、各取締役(監査等委員である取締役を除く)は、前項の報酬の一定割合を当社役員持株会に毎月拠出し、当社株式の取得に充当しております。
  - ・業務執行から独立した立場の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬として監査等委員である取締役の協議により決定しております。
- (4)当社は、以下の事項を充足する人物を取締役候補者として、取締役会の決議により指名しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者

- ・当社の経営理念に基づき、当社グループの経営を適切に遂行し、当社グループの更なる発展に貢献できること
  - ・取締役の職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たせること
  - ・多様な経験、知識、専門性、実績等を有し、求められる役割を果たせること
  - ・社外取締役の場合は、社外役員を選任するための独立性に関する基準に照らし、当社の経営陣からの独立性が認められること
- 監査等委員である取締役候補者
- ・当社の経営理念に基づき、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上のため、中立的・客観的な視点から監督・監査を行う能力を有すること
  - ・企業経営、コンプライアンス、リスク管理、財務会計、内部統制、経済、グローバル経営等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験、実績を有すること
  - ・社外取締役の場合は、社外役員を選任するための独立性に関する基準に照らし、当社の経営陣からの独立性が認められること
- (5)取締役候補者の選任理由は、「株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1 (取締役会の役割)】

- (1)取締役会は、法令、定款および取締役会規則に定められた重要事項(経営戦略や中期経営計画、株主総会の招集および議案、決算、合併等の重要契約等)を決定しております。
- (2)取締役会は、上記以外の重要事項の決定を代表取締役社長に委任し、経営会議で審議、決定しております。

【原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、上記【原則3-1(情報開示の充実)】(4)に定めた資質を備えた独立社外取締役を2名以上選任しております。

【原則4-9(独立社外取締役の独立性判断基準)】

取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することを目的とし、社外役員を選任するための独立性に関する基準を定め、有価証券報告書において公表しております。

【補充原則4-11 (取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する考え方)】

上記【原則3-1(情報開示の充実)】(4)に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11 (取締役の兼任方針)】

- (1)当社は、取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、当社が取締役として求める役割と責務を果たせると取締役会が判断した場合に限り認めております。
- (2)当社は、取締役の重要な兼任の状況について、毎年事業報告において開示しております。

【補充原則4-11 (取締役会の実効性評価)】

- (1)取締役会は、取締役会の実効性を確保し、その機能の向上を図りつつ、ステークホルダーへの説明責任を果たすことを目的として、年に1回、取締役会の構成、議題、運営等について評価を行っております。
- (2)2016年度の評価結果および改善事項の概要は以下のとおりです。

評価の方法

取締役に対して、取締役会の実効性に関して段階評価および意見を記載する無記名方式のアンケートを配布し、その結果をもとに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。

評価結果の概要

当社の取締役会は、構成、議題の選定、運営等において、適正に機能しており、審議、議論を通じた適切な監督が行われていることから、全体として取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認いたしました。

なお、取締役会の実効性をさらに高めるために、取締役会資料の内容や配布時期等の改善、取締役会による取締役、執行役員に対する監督の徹底、取締役のトレーニング充実について、重点的に取り組んでいく必要があることを課題として認識いたしました。

今後の対応

当社の取締役会は、上記評価結果を踏まえ、今後とも運営面等で工夫をし、取締役会での議論の活性化、充実について更なる検討を続け、取締役会の実効性の確保・充実に努めてまいります。

【補充原則4-14 (取締役に対するトレーニングの方針)】

- (1)当社は、各取締役に、企業経営、財務会計、コンプライアンス、リスク管理、内部統制に関する知識等、求められる役割に必要な知識の習得を目的として、外部機関が開催するセミナーへの参加等、適宜適切なトレーニングの機会を設けております。
- (2)当社は、社外取締役に、当社の事業、財務、組織等に関する必要な情報を継続して提供するとともに、各工場・事業所の視察等を実施し、当社経営への理解を深めるための機会を提供しております。

【原則5-1(株主および投資家との建設的な対話に関する方針)】

取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主および投資家の皆様との建設的な対話促進として、株主総会および決算説明会等において、積極的な情報提供や丁寧な質疑応答など、対話の充実を図ることに加え、以下の体制整備または取り組みを実施しております。

IR担当役員(管理本部担当取締役)は対話全般を統括し、IR担当部門を対応窓口とする。なお、個別の面談を要望された場合は、必要に応じて代表取締役社長ほか各取締役が対応する。

IR担当部門および関連部門は、対話を補助するため、相互に情報を共有し、有機的に連携しながら対応を図る。

IR担当部門および関連部門は、対話によって得られた意見や質問などの情報を、必要に応じ、取締役会等へ報告する。

IR担当部門および関連部門は、ディスクロージャーポリシーおよび内部情報管理規程に基づき、インサイダー取引規制および沈黙期間の情報管理の徹底を行う。

<ご参考>

当社ホームページに、朝日工業グループレポート、有価証券報告書、株主総会招集ご通知等各種IR情報を掲載しておりますので、以下のURLを

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阪和興業株式会社	600,000	8.33
三井物産株式会社	600,000	8.33
アサガミ株式会社	522,000	7.25
片倉コープアグリ株式会社	300,000	4.17
農林中央金庫	210,000	2.92
東京鐵鋼株式会社	200,000	2.78
日本マタイ株式会社	181,000	2.51
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	180,000	2.50
カネヒラ鉄鋼株式会社	180,000	2.50
株式会社クレディセゾン	134,700	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

大株主の状況は、2017年3月末の株主名簿を反映しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数 <a href="#">更新</a>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田島 伸一	他の会社の出身者													
花枝 英樹	学者													
土屋 光章	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田島 伸一				田島伸一氏は、日本航空株式会社ならびに関係会社でのビジネス、経営に携わってこられており、海外勤務経験もあることから、幅広い観点からご意見をいただけると判断し社外取締役として適任であります。 また、東京証券取引所が規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当がないこと、および当社が制定した「社外役員を選任するための独立性に関する基準」を満たしていることにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員としても適任であります。

花枝 英樹				花枝英樹氏は、経営学の専門家で、長年にわたり大学教授として、豊富な学識経験と幅広い知見を有していることから、客観的な観点からご意見をいただけるものと判断し、社外取締役として適任であります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が制定した「社外役員を選任するための独立性に関する基準」を満たしていることにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員としても適任であります。
土屋 光章			土屋 光章氏は、当社の主要な取引先(メインバンク)である「株式会社みずほ銀行」に2008年3月まで在籍しておりました。	土屋光章氏は、大手金融機関での長年の経験に加えて、みずほ総合研究所の経営者として、専門性の高い経済や業界情報を有しており、幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、社外取締役として適任であります。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が制定した「社外役員を選任するための独立性に関する基準」を満たしていることにより、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員としても適任であります。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の内部統制室内部監査課に属する者が、兼務をする形で監査等委員会の職務を補助しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査の年間計画案について内部監査部門と協議するほか、社長とともに内部監査結果の報告会に出席し説明を受け認識の共有化を図るなど連携しております。また、監査等委員会は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と監査協議会を開催し年間の監査計画の説明を受けるほか、四半期レビュー結果や計算関係書類の監査結果の説明を受け監査上の認識の共有化を図るなど連携しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------



## 該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬制度は、会社業績を報酬に反映させる業績連動報酬制度を導入しております。業績連動報酬は、前年度の会社業績を所定の評価基準に基づき評価し、当該評価に応じて各取締役の報酬を決定しております。

## ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明 更新

2017年3月期における当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬(総額)は164百万円、取締役(監査等委員)の報酬(総額)は42百万円で対象役員人数は13名であります。

(注)支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・当社は、取締役会の決議により決定する業績連動報酬制度に従い、前年度の会社業績を所定の評価基準に基づき評価し、当該評価に応じて各取締役(監査等委員を除く。)の報酬を決定しております。

また、中長期的な業績と連動する報酬として、各取締役(監査等委員を除く。)は、上記の報酬の一定割合を当社役員持株会に毎月抛出し、当社株式の取得に充当しております。業務執行から独立した立場の取締役(監査等委員)の報酬は、固定報酬として取締役(監査等委員)の協議により決定しております。

・監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1992年3月25日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会において年額230百万円以内と決議いただいております。

・取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

### 【社外取締役のサポート体制】

常勤監査等委員が出席し監査等委員である社外取締役が出席していない会議や各部門の監査結果等については、監査等委員会において常勤監査等委員から報告を行い監査等委員相互に認識の共有化を図っております。なお、監査等委員である社外取締役を補佐する担当部署は、内部統制室内部監査課です。情報伝達は、電話、メール等で行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 現状の体制の概要 >

(1) 会社の機関の基本的説明

(イ) 取締役会

当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名と監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)の11名で構成されております(2017年6月26日現在)。毎月開催の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定および各取締役の業務執行状況の監督ができる体制をとっております。

(ロ) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されております(2017年6月26日現在)。監査等委員会は月1回および必要に際し開催できる体制をとっております。

社外取締役田島伸一氏は、日本航空株式会社ならびに関係会社でのビジネス、経営に携わってこられており、海外勤務経験もあります。

社外取締役花枝英樹氏は、経営学の専門家で、長年にわたり大学教授として実績を積み、豊富な学識経験と幅広い知見を有しております。

社外取締役土屋光章氏は、大手金融機関での長年の経験に加えて、みずほ総合研究所の経営者として、専門性の高い経済や業界情報を有しております。

3名の社外取締役を、特に独立性の高い取締役として東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定しております。

(ハ) 経営会議

経営会議は、取締役会への付議事項および取締役会から権限の委譲を受けた経営執行に関わる重要事項を審議・調整・決議する機関として、常勤取締役、事業本部長、執行役員、統括部長、管理部門の部長等で構成され、中・長期的な観点から利益計画、製造・販売計画、要員計画、設備投資計画などを検討審議できる体制をとっております。

(ニ) 各委員会

代表取締役社長の諮問機関として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、人事企画委員会、環境安全衛生委員会などを設置し、それぞれ個別分野での案件について企画・立案・審議し、重要案件について経営会議または取締役会に上程することとしております。

(2) 内部統制室による内部監査等の状況

内部統制室は室長および副室長のほか内部監査課1名と内部統制課2名で構成されており、内部監査課は、年間計画に基づき社内各部および国内子会社2社の業務について、法令や社内規程等に照らした適正性やリスク管理の状況などの監査をしております。また、内部統制課は財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の検討、評価などを行っております。内部統制室は、監査等を効率的に行うよう監査等委員会や外部監査人(監査法人)と連携を図っております。

#### (3) 監査等委員会監査とその機能強化の状況

監査等委員は常勤監査等委員2名と社外監査等委員(非常勤)3名の合計5名で、監査等委員会監査基準等に従い、取締役の職務執行の監査を実施しております。各監査等委員は取締役会に出席し議案の決議等を行うほか、代表取締役と四半期ごとに会合を持ち率直な意見交換を行っております。さらに、常勤監査等委員は上記(1)八、二、の経営会議、各委員会などにも出席するほか、工場仕入や部門ヒアリングなど各部門の監査を実施しており、これらの監査により全体として十分な経営監視機能を果たしております。

監査等委員会は、内部監査の年間計画案について内部監査課と協議するほか、社長とともに内部監査結果の報告会に出席し説明を受け認識の共有化を図るなど連携しております。また、監査等委員会は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と監査協議会を開催し年間の監査計画の説明を受けるほか、四半期レビュー結果や計算関係書類の監査結果の説明を受け監査上の認識の共有化を図るなど連携しております。なお、常勤監査等委員が出席し監査等委員である社外取締役が出席していない会議や各部門の監査結果等については、監査等委員会において常勤監査等委員から報告を行い監査等委員相互に認識の共有化を図っております。

#### (4) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、田島昇氏、本間愛雄氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しておりますが、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他11名であります。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。この定めに基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営を目指すため、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置いたしました。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第26期定時株主総会招集通知発送日 2017年6月5日
集中日を回避した株主総会の設定	第26期定時株主総会開催日 2017年6月23日
その他	招集通知を発送の1営業日前に当社ホームページに掲載しております。 ( <a href="http://www.asahi-kg.co.jp/ir/shareholder">http://www.asahi-kg.co.jp/ir/shareholder</a> )

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーの基本方針」を定め、情報開示に関する基準を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期累計期間および通期の決算発表後にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。 その他、様々な機会を通じて、個別の説明会を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL <a href="http://www.asahi-kg.co.jp/ir">http://www.asahi-kg.co.jp/ir</a> IR情報において、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会資料、株主通信、会社説明会資料、IRイベント資料、IRスケジュール等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 常務取締役管理本部長 稲場 進 IR事務連絡責任者 管理本部経営企画部広報課長 佐藤 弘子 IR担当部署 管理本部経営企画部広報課	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、倫理憲章、行動規範を制定し、ステークホルダーの立場の尊重に対して規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	朝日工業グループレポートを作成し、ホームページで公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーの基本方針に基づき情報の開示方法を定め、ステークホルダーに対し当社ウェブサイトなどにおいて情報開示を行っております
その他	女性の活躍の方針・取組等について 当社では、女性の活躍推進に向けて仕事と育児の両立に向け、「出産・育児・介護の長期休暇制度」や「勤務時間の短縮」など職場環境の整備を行っております。 また、各職場にて女性の採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に区別なく実力や成果に応じて評価を行っております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社の業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役および社員は、法令遵守はもとより、企業人、社会人として求められる価値観、倫理観によって誠実に行動し、常に企業の社会的責任を全うすることが、企業価値の向上につながるとの認識のもと、「倫理憲章」ならびに「行動規範」を定め、コンプライアンスの徹底に努めております。

また、当社グループは、コンプライアンス委員会を組織し、全社横断的な統括体制のもとでコンプライアンスの推進に取り組むほか、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の未然防止および早期発見と適切な対応を図るとともに、当社の内部統制室内部監査課は、社長および監査等委員会の指揮のもとコンプライアンスの状況を監査することとしております。

それに加え、当社は、財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備いたしております。

さらに、当社グループは、反社会的勢力・団体に対し断固たる行動をとり、一切の関係を遮断することを基本方針とし、この方針の周知徹底と適切な対応を図るため、対応統括部署を総務人事部とした対応窓口責任者を各事業拠点に設置、警察および弁護士等の外部の専門機関との関係の構築、ならびに対応基本マニュアルの整備および各種研修の実施等、グループ内体制を整備いたしております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等(電磁的記録を含む)、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書規程」等に基づき、定められた期間保存管理するとともに、取締役または監査等委員会からの要請等、必要に応じて閲覧できる状態を維持しております。

(3) 当社の損失の危険の管理(リスク管理)に関する規程その他の体制

当社は、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、リスク低減・解消策の推進および対応マニュアルの整備等、自主的にリスク管理施策の推進に取り組むものとし、組織横断的リスク状況の把握および全社の対応については、リスク管理委員会が行うこととしております。また、当社の内部統制室内部監査課は、社長および監査等委員会の指揮のもと各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施しております。

さらにリスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する体制および施策等の整備を行い、リスク管理のさらなる強化を図っております。

また、重要な法務問題に関しては、顧問弁護士に適宜相談を行い対応しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成に向けた各部門の具体的な目標と予算を設定しております。また、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

さらに、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う機関として、取締役会の下に、社長を議長とする経営会議を設けております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の管理の方針、体制および基準を定めた「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の育成・強化を図るとともに、当社の内部統制室内部監査課が社長および監査等委員会の指揮のもと関係会社の監査を実施するなど、関係会社に対する適切な経営管理に努めております。

また、当社は、関係会社を含めたコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会の開催などにより、グループ全体の適正かつ効率的な業務遂行、遵法意識の向上、リスク管理体制の強化を図っております。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

取締役会は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会が必要とする知識・能力を備えた使用人を配置するものとします。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

取締役会は、配置する使用人については、監査等委員会の指揮命令に服することを明確にするとともに、人事異動、人事評価、懲戒については監査等委員会の同意を必要とする等、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性確保に配慮するものとします。

(8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は、配置する使用人が、専ら監査等委員会から監査業務に必要な指示、命令を受けることができる体制を確保するものとします。

(9) 当社グループの取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する事項  
当社グループでは、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の推進状況に係る定期的な点検結果、内部通報窓口への通報内容、重要な開示書類・決裁文書その他の重要な事項について定期または随時報告するほか、当社の監査等委員会からその職務遂行上求められた事項について速やかに報告することとしております。

(10) 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会または監査等委員への報告を行った当社グループの役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および社員に周知徹底しております。

(11) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会があらかじめ予算に計上した監査等委員の監査およびその他職務の執行について生ずる費用ならびに緊急または臨時に支出した費用を当社負担により、経理規程に則って処理を行うものとします。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、相互の課題等についての意見交換を通じて相互認識を深めることとしております。

また、内部統制室内部監査課は内部監査の実施にあたり、監査等委員会と緊密な関係を保つとともに、必要な場合には、監査等委員会業務に関する支援を行うこととしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」において、反社会的勢力排除に向けた考え方を明確化し、朝日工業グループ内での周知徹底と体制整備を進めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

#### 一. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、2017年5月18日開催の取締役会において一部変更を決議いたしました。基本方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様のご自由な意志によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されないまま株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、対象企業の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されていないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないと判断されるもの等、対象企業の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことに繋がるおそれのあると判断される買付行為があることは否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、循環社会の実現を目指し、事業特性ならびに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを目指す者であることが必要と考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### 二. 当社の基本方針の実現に資する特別の取組みについて

##### (1) 当社の企業価値および企業価値の源泉

当社ならびに当社グループは、資源循環型社会の担い手として「スペシャリティ(明確な強み)」を持ち、高品質へのこだわりをもって技術・開発力を更に強化し、「スペシャリティ分野(強みを有する分野)」のリーダーを目指してまいります。

- ・「誠実で、公正、公平、誰からも愛される会社であり続けます。」
- ・「良い製品、良いサービスを提供し、地球環境に貢献し続けます。」

と定める当社グループの経営理念のもと、事業の拡大発展に努めることこそが、当社グループ全体の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

##### (2) 企業価値向上のための取組み

今後の事業展開につきましては、2016年5月10日に公表いたしました2018年度を最終年度とする3か年の中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」に基づき、企業価値向上に努めてまいります。

具体的な基本戦略は、以下のとおりです。

##### a. 「スペシャリティ分野(強みを有する分野)」への経営資源のシフト

当社が優位性を持つ技術・開発力を更に強化し、各事業におけるスペシャリティ分野(強みを有する分野)でのリーダーを目指します。

また、当社事業を、基盤事業、収益事業、挑戦事業に分類し、経営資源の投下、事業ポートフォリオの見直しを適時適切に行ってまいります。

(基盤事業) 鉄鋼建設資材事業、肥料事業、砕石砕砂事業

(収益事業) 乾牧草事業

(挑戦事業) 種苗事業

各事業の戦略は次のとおりです。

##### < 鉄鋼建設資材事業 >

鉄鋼建設資材事業においては、関東の電炉メーカー小形棒鋼シェアにおいてトップグループを目指します。特に、製造技術の優位性を活かし、今後も底固い需要が見込まれる高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ鉄筋の製造・販売に注力し、中計期間以降の需要減少にも対応可能な収益基盤を構築します。

##### (重点施策)

- ・高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ鉄筋への経営資源のシフト
- ・電力原単位の低減など本源的なコストダウンの追求
- ・製品ポートフォリオの見直しなどによる生産性の向上

##### < 農業資材事業 >

農業資材事業においては、肥料事業を「基盤事業」(農業資材事業のコア事業)、乾牧草事業を「収益事業」(安定的高収益の維持)、種苗事業を「挑戦事業」(選択と集中による収益改善)と位置付け、種子と牧草というスペシャリティを持った肥料メーカーとしての発展を目指します。また、各事業の海外展開を成長分野と位置付け、更なる拡大を図ります。

##### (重点施策)

##### 肥料事業

- ・製造技術に強みを有する粒状有機質肥料の製造・販売数量拡大
- ・未利用資源活用による原料開発と、3工場一体運営による生産効率化
- ・中国における有機質肥料の製造・販売

##### 乾牧草事業

・アジアを中心とした需要拡大を背景に、安定した利益構造を持つジョンソン朝日との一体運営

##### 種苗事業

- ・自社品種の開発と国内外への販売拡大

##### < 砕石砕砂事業(株式会社上武) >

砕石砕砂事業においては、埼玉県ナンバー1の地位堅持と新砵区確保によるシェア拡大を目指します。

##### (重点施策)

- ・新砵区を確保し良質な製品の製造、販売拡大



・強みである多品種・安定供給を活かし、底固い需要が見込まれる生コンクリート、アスファルト合材向け単砕・砕砂を販売

b. ガバナンス体制、業務執行における経営の刷新(迅速性・透明性の向上)

監査等委員会設置会社への移行、組織改正等により、ガバナンス体制を刷新するとともに、関係会社への管理業務集約による業務効率化に取り組みます。また、執行役員制度の導入、人事制度の改定等により、「人財」基盤の充実を図ります。

c. 強固な財務基盤の再構築

安定収益による有利子負債の圧縮を通じて、財務基盤の再構築を図ります。

三. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「原対応方針」といいます。)の導入を決定し、2008年6月25日に開催した当社第17期定時株主総会においてご承認いただきました。

そして、原対応方針の有効期間満了に伴い、2017年6月23日に開催した当社第26期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)の継続に関する議案をお諮りしご承認いただいております。なお、本対応方針の有効期間は、2020年に開催予定の当社第29期定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社取締役会は、株券等保有割合が20%以上となる大規模買付者に対し、本対応方針に定められた手続きに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」および大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)の事前提供と当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案の立案のための期間として原則60日間の取締役会評価期間の確保を求めます。

当社取締役会は、取締役会評価期間の間、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか、という観点から、評価、検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示するとともに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針で定める発動条件に照らしあわせ、本対応方針に基づくルールを遵守しない大規模買付者、または、提出された「大規模買付情報」を評価・検討した結果、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断した大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

対抗措置は原則として新株予約権の無償割当としておりますが、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合は、その他の対抗措置が用いられることもあります。

また、本対応方針の合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

四. 上記二および三の取組みが上記一の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由について

(1) 上記二の取組みについて当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記二の取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記一の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記二の取組みは上記一の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(2) 上記三の取組みについて当社取締役会の判断

上記三の取組みは、上記一の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針決定が支配されることを防止する取組みであり、また当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討に必要な時間の確保を求めめるためのものであります。

さらに、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしていること、また、上記三の取組みの継続については、2017年6月23日に開催した当社第26期定時株主総会でご承認いただいております。今後継続する場合も当社株主様のご承認を要することとしていることなど、合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための制度および手続きが確保されております。

したがって、上記三の取組みは上記一の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1) 会社情報の適時開示に関する基本方針について

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する会社情報の適時開示の取組みは、当社の経営にとって必要不可欠のものと考え、制度的な情報開示のみならず自主的な情報(非財務情報)の提供についても、当社ホームページなどを活用して積極的に取り組んで参ります。

また、当社ホームページや朝日工業グループレポートにおいて、専門用語の解説や写真の活用などにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーにとってわかりやすい情報を提供することに努めます。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制について

(イ) 当社は、ディスクロージャーの基本方針を制定し、社員全員がこの方針を遵守する体制を構築しております。

(ロ) 当社の重要事実に関する情報は、経営会議決議によって選任された統括情報管理責任者および社内情報管理者が、その管理を行います。

(ハ) 重要事実のうち決算情報や決定事実については、統括情報管理責任者が代表取締役社長と協議の上、取締役会で決定後、原則として代表取締役社長が開示いたします。

(ニ) 重要事実のうち発生事実については、所属長を通じて社内情報管理者及び統括情報管理責任者に報告され、事実の内容によって取締役会決議を要する場合は取締役会決議を経て、統括情報管理責任者が代表取締役社長と協議の上、原則として代表取締役社長が開示いたします。

